



皆野町けんこう大使 み～な

知っ得!! 国保

— 医療保険制度 あれこれ —

保険証を大切に！ 12月は国保適用適正化月間です ～この機会にお手元の保険証を確認しましょう～

以下の状態になっている場合は、必要な手続きをお忘れになっていることがあります。

①一人に対して保険証は1枚です。健康保険の二重加入にご注意ください。

町国保と別の健康保険組合と両方の保険証がお手元にある場合、健康保険の二重加入です。「社会保険に加入したかた」または「家族の社会保険の扶養になったかた」は、ご自分で国民健康保険の喪失の手続きをしないといけません。

手続きに必要なもの

- ・国民健康保険の被保険者証(保険証)
- ・新たに加えた社会保険などの被保険者証(保険証)
- ・印鑑

- ・社会保険加入(資格取得)から国民健康保険の保険証を使用することはできません。職場の保険証が手元に届く前に、医療機関等を受診するときは、職場から資格証明書または仮の保険証の交付を受けて使しましょう！
- ・国保喪失の手続きをしない場合は、国保税が課税された状態のままとなります。また、国保の資格がない期間に保険証を使用したときは、医療費を返していただく場合があります。

②世帯内に“会社の保険に加入しているかた”と“所得の少ない国保のかた”が一緒にいる場合、社会保険の被扶養者になれる場合があります。

ご家族に社会保険に加入しているかたがいる場合、そのかたの健康保険の被扶養者として認定される場合があります。本来、社会保険の被扶養者になれるかたが、被扶養者になる手続きを行わず国民健康保険に加入している場合、保険税を余分に負担していることとなります。被扶養者の要件を満たしているかどうか、勤務先の健康保険担当者、もしくは保険証に記載されている健康保険組合にご確認ください。

※扶養認定の要件は、加入している健康保険組合によって異なる場合があります。

【国民健康保険と社会保険の保険料の算定の違い】

- ・国民健康保険税は被保険者が一人増えるごとに税額が増加します。
- ・社会保険は、扶養する人数が増えても保険料に変更はありません。

ご不明な点は、町民生活課保険年金担当(②番の窓口)までお問合せください。

問合せ 町民生活課保険年金担当 ☎62-1232